

コンビニ交付サービスで戸籍証明書が取得できます



コンビニエンスストア等に設置されているマルチコピー機(キオスク端末)で、戸籍証明の一部が取得できます。

■取得できる戸籍証明書

本人または同一戸籍の方の全部事項証明(戸籍謄本)、個人事項証明(戸籍抄本)、戸籍の附票(全部・一部)

※本人が現在在籍する戸籍が対象です。

※除籍謄本・抄本、改製原戸籍は取得できません。

■利用できる方

本籍地が下野市で、マイナンバーカードをお持ちの方

※住民登録地が市外の方は、事前に利用登録申請が必要です。

利用登録申請方法

マルチコピー機またはICカードリーダーを装備したパソコンからマイナンバーカードを利用して申請

☎<https://ks.lg-waps.go.jp/ksgu/#/>

※申請から利用登録完了まで5開庁日程度かかります。

■手数料

全部事項証明、個人事項証明

1部350円

戸籍の附票 1部200円

※窓口交付より1部あたり100円安く取得できます。

■交付時間

午前6時30分～午後11時

※メンテナンスなどで休止となる場合があります。

注意事項

- 取得した証明書の差し替えや手数料の返金はできません。
- 窓口交付で手数料が免除となる方でも、コンビニ交付では証明書手数料がかかります。
- 戸籍の届出をした場合は、届出内容が戸籍に反映されるまでに7開庁日程度(市外に届け出た場合は3週間程度)かかります。

■問い合わせ先

市民課 ☎(32)8897

保育士等就業奨励金交付制度

卒業後に市内の教育・保育施設で働きたいと思っている方に奨励金を交付します。

■対象者 保育士等の養成施設の在学者で、卒業後に奨励金の交付期間に相当する期間以上、保育士・保育教諭として市内の保育所・認定こども園等に就業することを誓約した方

■交付額

自宅通学者 3万円

自宅外通学者 5万円

■交付期間 交付決定年度から正規の就学期間を終了するまで

■申込期限 5月10日(水)

■応募人数 2名程度

■奨励金の返還 卒業の翌年に市内の保育所・認定こども園等に就業しなかった場合は全額、勤務期間が交付期間に満たなかった場合または1日の就業時間が7時間45分に満たない場合は一部を返還いただきます。

■申し込み・問い合わせ先

こども福祉課 ☎(32)8903

国民健康保険税の課税限度額改正と軽減判定式の見直し

■課税限度額の改正

国民健康保険事業の安定的な運営維持ができるよう、課税限度額が改正となり次のとおり引き上げられます。

- 医療保険分63万円(令和4年度)→65万円
- 後期高齢者支援金分19万円(令和4年度)→20万円
- 国民健康保険税全体99万円(令和4年度)→102万円

■低所得世帯に対する軽減判定式の見直し

所得が一定額以下の世帯に対して、均等割額と平等割額を7割、5割、あるいは2割軽減することで、低所得者世帯の負担を少なくする制度です。令和5年度は、表のとおり軽減判定式が見直されます。

軽減割合	軽減判定式
7割	前年の世帯所得 ≤ 43万円 + 10万円 × (給与所得者等 ^{※1} の数 - 1)
5割	前年の世帯所得 ≤ 43万円 + 29万円 × 被保険者数 ^{※2} + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)
2割	前年の世帯所得 ≤ 43万円 + 53万5,000円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)

※1 一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける方

※2 同じ世帯の中で国民健康保険から後期高齢者の被保険者に移行した方を含む

■問い合わせ先 税務課 ☎(32)8891

田植え・稲刈りを体験してみませんか

農業公社では、生産者と消費者のふれあいを目的として、田植え・稲刈り体験を行います。稲刈り終了後には、新米をプレゼント。ぜひご参加ください。

■日時 5月13日(土)

午前10時～正午

(集合は午前9時50分)

※雨天時は翌日に順延。

※稲刈りは9月9日(土)予定。

■集合場所 市民農園駐車場

■定員

先着20組(同居家族単位)

■参加費 1組1,000円

■服装・持ち物 田植えができる服装、タオル

■申込期間 4月26日(水)午前8時30分～27日(木)

■申し込み・問い合わせ先

農業公社 ☎(32)8951